慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本のミクロネシア占領と「南進」(一) : 軍政期(一九一四年から一九二二年)を中心として
Sub Title	Japan's occupation of Micronesia and the southern expansion (Nanshin), 1914-1921
Author	我部, 政明(Gabe, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.7 (1982. 7) ,p.70- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820728-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本のミクロネシア占領と「南進」（一）

――軍政期（一九一四年から一九二二年）を中心として――

我部政明

はじめに
一　日本の第一次大戦参戦とミクロネシア
(1)　日本の第一次大戦参戦の経緯
(2)　大戦前におけるミクロネシアへの「南進」論の展開
二　ミクロネシア占領と軍政の開始……以上本号掲載
三　日本のミクロネシア委任統治の決定……以下次号掲載
四　民政移行の過程
むすびにかえて

はじめに

ミクロネシアは、赤道以北の西太平洋上に散在するアメリカ信託統治領下の島嶼地域である。アメリカ本土がすっぽり入る七八〇万平方キロの広大な海域に、一、八三三平方キロにすぎない陸地が三、一四〇を数える島、環礁に分散している。その内九八の島々に、一三六、五〇〇人（一九八〇年推計）のミクロネシアの人々が居住している。地理的にミクロネシア

は、マリアナ諸島、カロリン諸島、マーシャル諸島から構成される。行政的には、マリアナ、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ（一九七七年、コスラエが分離）、マーシャルの六地区に分れる（グアム島は米西戦争以来アメリカ領であるので、信託統治領に含まれない）。一九七六年にマリアナ地区が北マリアナ連邦としてアメリカのコモンウェルス（アメリカの主権下にある自治連邦）になつたことを契機として、パラオ地区がパラオ共和国、ヤップ、トラック、ポナペ、コスラエ地区がミクロネシア連邦、マーシャル地区がマーシャル諸島として各々の自治政府を設立した。現在のミクロネシアは、信託統治領の終了を控えて、コモンウェルスになつた北マリアナ連邦を除き、各自治政府はアメリカに安全保障上の権限を委ねることを基本とするアメリカとの自由連合の関係に入りつつある。

今日の日本とミクロネシアの関係は、年々増加する日本人観光客、日本の放射性廃棄物海洋処分計画へのミクロネシアにおける反対運動の展開、各自治政府との二〇〇カイリ内漁業協定により一段と深つている。さらに、ミクロネシアにおいて、信託統治終了後の経済的基盤を築くために日本の経済協力を要望する声が強まる一方、日本では大平首相の環太平洋構想の提唱以来、対外政策のより広い視点からミクロネシアなどの太平洋島嶼地域への関心が高つている。

日本における太平洋島嶼地域に関する社会科学的研究は端緒についたばかりである。とりわけ、日本と深い関係にあり、かつて南洋群島として知られたミクロネシアに関して[1]、緊急な今日的関心からの研究は蓄積されつつあるが、日本とミクロネシアの関係の研究は少ない[2]。今後、日本と太平洋島嶼地域との関係が深まるにつれて、日本に最も近いミクロネシアに関する研究が一層要求され、また日本外交が対ミクロネシア政策を展開していく上でも、日本とミクロネシアの関係を究明することは重要な課題となる。

ミクロネシアは、一六世紀のヨーロッパ人来航以後スペイン、ドイツの植民地として国際政治の舞台に現われた。そのミクロネシアに、日本が登場したのは第一次大戦勃発直後である。一九一四年八月二三日に対ドイツ戦を布告して第一次大戦

に突入した日本は、一〇月一四日までにミクロネシア全域を軍事占領し、パリ講和会議後も委任統治の名の下で支配を行つた。そして、日本の統治はミクロネシアが太平洋戦争の戦場と化するまでの四〇年にわたつて続いた。

第一次大戦を契機とした日本のミクロネシア占領は、二つの意味で重要である。第一に、明治末からの「北進」か「南進」かという日本の対外膨張をめぐる議論に、「南進」論を「北進」論に対比できるタームとして定着させたことである。第二には、日清戦争の結果として日本の領有となつた台湾とともに、ミクロネシアが「南進」の拠点に考えられたことである。

「邦語の南洋は何れの地域を示すや……（中略）……果して此語が何れの地方を含むやに至つては恐らく用者自身も確答し得る者少なからん。」[3]

これは、一九一六年に発表された新渡戸稲造の「南洋の経済的価値」の一部である。一九一六年とは、日本がドイツ租借地膠州湾とともにミクロネシアを占領した二年後であり、占領に伴つて日本国内において「南」への関心が増大した時期であつた。このことは、ミクロネシア占領以前まで、日本において太平洋、東南アジアとその周辺地域を一括して「南洋」と総称し漠然と促えていたのに対し、占領の完了後には、「南洋」を新たに規定し直すことを通して、日本が経済的に展開できる場としての「南洋」を考えたことを意味した。それは、軍事占領、委任統治によつて日本のミクロネシア領有が確固たるものになるにつれて、「南洋」が「表南洋」と「裏南洋」、そして後に「外南洋」と「内南洋」と区別して表現したことにも表われている。[4]

こうした「南進」論といういわば日本国内の思想的潮流において、ミクロネシア占領は重大な転換点であつたといえる。たしかに、この時期の「南進」論の高まりと日本の対外政策においてミクロネシアを課題、目標としたことは軌を一にしたが、両者の関連は必ずしも明確にされてない。本稿では、第一次大戦を契機とした一九一四年の軍事占領から一九二二年の

南洋庁設置によつて委任統治に移行するまでの軍政期[5]を対象として、政府内における政策レベルでのミクロネシアへの関心の推移と、この時期における日本の具体的要求を分析して対外政策に占めるミクロネシアの位置づけを明らかにする。

（1）ミクロネシアに関する主な研究には、甲山員司『ミクロネシアにおける信託統治の本質』、「法学志林」第七二巻第二号、一九七五年、高橋康昌『社会統合に関する政治人類学的一考察―ミクロネシア・ポナペの場合』、「群馬大学教養部紀要」第一三巻、一九七九年、西野照太郎『ハワイとミクロネシア』、「国立国会図書館レファレンス」第二四六号、一九七一年、同『サイパン・グアムの苦悩』、「国立国会図書館レファレンス」第二三五号、第二三六号、一九七〇年、などがある。

（2）日本とミクロネシアの関係についての研究は少ないが、歴史的視点から西野照太郎『日本人と南太平洋とのかかわり合い』、アジア太平洋研究会編「南太平洋の現実と国際協力」（同会、一九八〇年）、「南進」論の思想的関心から矢野暢「『南進』の系譜」（中央公論社、一九七五年）、同「日本の南洋史観」（中央公論社、一九七九年）、外交史的側面から「南進」論を分析した大畑篤四郎『「南進」の思想と政策の系譜』、正田健一郎編「近代日本の東南アジア観」（アジア経済研究所、一九七八年）など示唆に富んでいる。

（3）新渡戸稲造『南洋の経済的価値』、「国家学雑誌」第三〇巻第一〇号、第一二号、第三一巻第七号、（「新渡戸稲造全集」第四巻所収）。

（4）「裏南洋」、「内南洋」はミクロネシアを指す。「内南洋」の表現が使われるのは一九三五年前後からである（林壽夫述「南洋群島の現勢に就て」、南方経済調査会、一九三六年、五頁を参照）。

（5）日本のミクロネシア統治は第四期に分けられる。第一期（一九一四年―一九

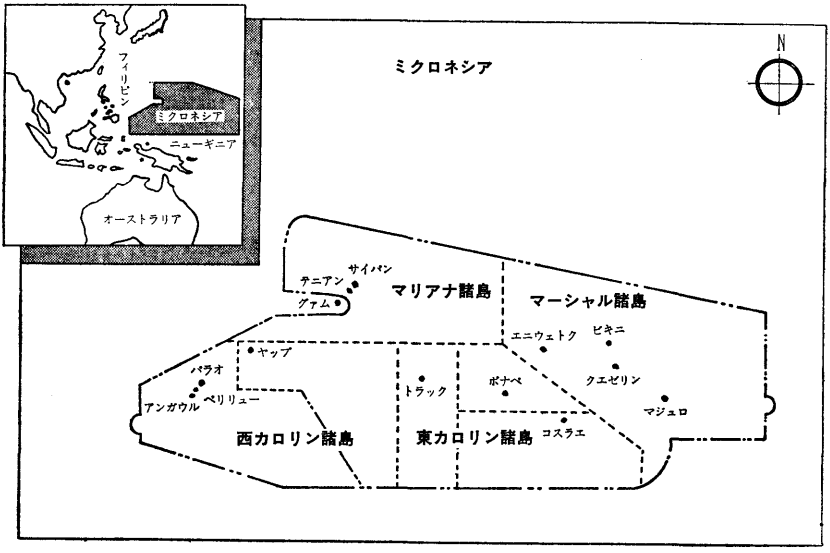

二一年）は海軍による軍政期、第二期（一九二二年―一九三四年）は「南洋興発」の進出に伴い南洋庁が財政的に自立する期、第三期（一九三五年―一九四一年）は「南進」が国策となりミクロネシアが拠点として注目される国策期、第四期（一九四一年―一九四四年）は戦争期である。

一　日本の第一次大戦参戦とミクロネシア

（1）日本の第一次大戦参戦の経緯

「ヨーロッパの火薬庫」から勃発した第一次大戦は、文字通りの全世界を巻き込んだ未曽有の戦争となり、主戦場となつたヨーロッパから遠く離れた太平洋地域へも波及した。

一九一四年八月五日のイギリスの対ドイツ戦への参戦は日本に大きな影響を与えた。その参戦の前日、イギリスは日本に対し、戦争が極東にも波及してその結果ドイツが香港、威海衛などイギリス租借地に攻撃を加える場合、日本の援助を期待すると伝えてきた。(1) 八月七日、イギリスはグリーン大使を通して加藤高明外相に「支那海」におけるドイツ仮装巡洋艦隊の捜索とその破壊という具体的な援助を申し入れたが、加藤外相はこれを実質的な参戦の要請として受け取つた。(2) 同盟関係にあつた日本の対応は速く、同日の夜から八日にかけて、対ドイツ戦への参戦を決定した。その際、積極的に参戦を主張したのは、親英主義者として知られる加藤外相であつた。(3)

「日本は今日、同盟条約の義務に依つて参戦せねばならぬ立場には居ない。条文の規定が、日本の参戦を命令するやうな事態は、今日の所では未だ発生して居ない。ただ、一つは、英国からの依頼に基く同盟の情誼と、一つは、帝国が此機会に独逸の根拠地を東洋から一掃して、国際上に一段と地位を高める利益と、その二点から参戦を断行する。(4)」

八月九日、東アジアにおけるドイツ勢力の全面的排除を狙つた参戦の覚書は、閣議の決定と元老の承認を得てイギリスに手交された。八月一〇日、こうした日本の積極的態度に驚いたイギリスは、日本の参戦によつて戦線が中国大陸に拡大しそ

の影響は中国におけるイギリスの利益をおびやかす結果を招くとして、先のドイツ仮装巡洋艦隊撃滅の申し入れを取り消した。[5] 参戦に固執する加藤外相はイギリスに対して、イギリスの依頼によつて参戦を決定したのであり、既に軍事行動の準備に入つていること、国内世論の大半が参戦に傾いていること、などを理由として取消し撤回を求めた。[6] イギリスはこうした日本の強硬姿勢に対して、日本の参戦を認める譲歩を行うと同時に、日本の戦争区域を制限する提案によつて戦線が中国大陸、太平洋に広がることを防止しようとした。

しかし、加藤外相は強硬姿勢を崩すことなくその提案を拒否して、八月一五日、ドイツに対し最後通牒を送り、八月二三日、日本は第一次大戦に突入した。

第一次大戦前の日本は、日露戦争以後ロシアから旅順および大連の租借権と南満州鉄道の特殊権益を引継ぎ、朝鮮、南満州を前進拠点にして中国大陸への経済的、軍事的進出を狙つていた。南満州における軍事的独占をはかる日本の政策が、門戸開放、機会均等の原則を掲げたイギリス、アメリカの政策と対立を深めながらも存在できたのは、イギリス、ドイツ両国間の対立を基軸とした植民地再編成の状況が進行していたからであつた。対ドイツ包囲網の実現のため行われた日本とロシアの接近は、日露協約、第二次秘密協約、さらに第三次協約へと発展し、東アジアにおける対立の構図を日本、ロシア対イギリス、アメリカへと転換させた。日本とイギリス、アメリカ両国との対立は、辛亥革命の際に一層顕著となり、日本は孤立化を深めた。

一方、国内においては、一九〇七年の恐慌以来、不況は慢性化し、政府財政は過大な軍事費と日露戦争以来累積した国債を抱え、植民地経営費の増大に圧迫されていた。国内政治は、二個師団増設問題をきつかけにして政府と軍部の対立が顕在化し、また政党の活性化に伴つて「閥族打破、憲政擁護」の運動が全国的に広がり、危機的状況を迎えていた。[7]

このように、対外的に行き詰りを深め国内的には流動化する状況下での第一次大戦への参戦の背景には、参戦を決定した

覚書でいう「独乙（ドイツ）国ノ侵略的行動ノ結果トシテ東亜ノ方面ニ於ケル一般ノ平和侵迫セラレ且其特殊権益ヲ危殆ニ瀕スル」[8]ことにあつたというより、むしろ第一次大戦勃発を「日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天祐ニシテ、日本国ハ直ニ挙国一致ノ団結ヲ以テ、此天祐ヲ享受セサルヘカラス」[9]としたことにあつた。

（2）大戦前におけるミクロネシアへの「南進」論の展開

日本においてミクロネシアへの関心が抱かれるのは明治維新後であるが、それ以前までの日本とミクロネシアは漂流者や欧米の捕鯨船の水夫になつた日本人による接触の関係にすぎなかつた。

ミクロネシアへの関心は維新後の領土策定に関連して、一八七二年から一八七五年にかけて政府内における小笠原諸島の帰属をめぐる議論の中に現われた。そこでは、同諸島の帰属の急務を「南」への関心と結びつけて、ミクロネシアを経由したオーストラリア大陸への「南進」論が展開した[10]。また、一八七六年に当時ロシア公使であつた榎本武揚は反乱士族の流刑地としてマリアナ諸島の買収建議を政府に行つた[11]。

しかし、領土拡大をめざした政府内におけるミクロネシアへの「南進」論は、一八七五年に小笠原諸島が日本の領有に確定すると衰退の傾向をたどり、また士族反乱に忙殺されていた政府の政策課題になりえなかつた。一八七九年の琉球処分によつて領土問題に終止符を打つと、対外政策の課題は再び岩倉使節派遣以来の懸案であつた欧米諸国との不平等条約の改正問題へと移行する一方、一八八二年の壬午軍乱後の朝鮮半島の支配権をめぐる日清両国間の利害対立が顕在化する中で、対外膨張の対象として朝鮮ついで中国に関心が集中した。こうして、ミクロネシアへの「南進」論は政府レベルから一掃された。

当時の国内状況は、秩禄処分、西南戦争後の紙幣整理以後、士族の窮迫と農村の疲弊化が深刻化し、没落士族と農民を自

由民権運動あるいは北海道開拓へと追いたてていた。政府に抵抗する自由民権運動が国会開設の詔勅によつて一時高揚したものの終息への方向へと進むと、国内の関心は過剰人口問題、士族授産問題と結びついた海外移民に集中し、従来海外移民抑制政策をとつてきた政府も移民奨励政策へと転じて一八八五年の第一回ハワイ官民移民を送り出した。その後の海外における労働力需要増大に伴い海外出稼ぎが急増し、また一方では娘子軍にみられる密航も相次いだ。こうして、明治初期の国内矛盾の解決は内国植民から海外移民への方向をたどつた。(12)

ミクロネシアへの関心も、政府レベルではなく、こうした国内での生活に困窮した士族や農民の海外に天地を求める議論ないし行動が展開する民間レベルにおいて持続した。特に、先にマリアナ諸島買収建議を行い植民思想の普及に努める榎本の下に集つた没落士族の間ではミクロネシアへの「南進」が論じられていた。そこでの関心は、現実の行動ではなく、議論であり、空想の「南進」論であつた。

太平洋地域での植民事業をはかるため「南洋公会」の設立を提唱した横尾東作も、それら没落士族の一人であつた。一八八五年に横尾は「南洋公会設立大意」(13)を著わし、国内で増大する犯罪者を太平洋地域へ移民として送り込む構想をもつた。横尾のこの構想によると、「無主地」であつたフィリピン南部、ミクロネシア、ハワイ周辺の無人島へと段階的に日本人移住地を拡大し、その際、移住者に対する指揮、監督を行う「南洋公会」を設立する。そして、この移住計画が実現すると、日本と太平洋地域との船舶の往来が頻繁となり、一大市場を形成する。

横尾の主張するミクロネシアへの「南進」論は、欧米諸国の分割競争から残された「無主地」に平和的移住によつて進出し、そこを拠点として通商、貿易を行い、さらに赤道以南への経済的「南進」をめざしていた。

一八八四年、マーシャル諸島における日本人漂流民殺害事件の調査のため、同諸島に渡つた鈴木経勲は、ミクロネシア領有を主張した急先峰であつた。鈴木はマーシャル諸島において事件の真相を究明するとともに、同諸島の地勢、風俗、物産

など調査を行い、帰国の際に日章旗を掲揚した。しかし、鈴木のマーシャル諸島領有宣言は、西南戦争後の国内事情により政府の拒否に会い、翌年には日章旗を降ろすため鈴木は再びマーシャル諸島に渡つた。こうして、鈴木の「南進」の志は挫折した。(14)

鈴木が抱いていたミクロネシアへの「南進」論の基本的性格は、太平洋全域に散在する無数の島々の中でミクロネシアに着目して、この地域にある「無主地」を欧米諸国よりいち早く先取することであつた。(15)

日本において、こうした民間レベルにおける「無主地」への平和的移住あるいは領土拡大を構想している間に、太平洋では欧米諸国の分割競争が激化し、最終的局面を迎えていた。

一八四四年のタヒチの領有をめぐるイギリス、フランス両国の対立から始つた分割競争は、アメリカ、ドイツが加わり、太平洋全域に拡大し、その波はミクロネシアに押し寄せていた。ミクロネシアでは、マリアナ諸島がマゼラン来航以来、スペイン領となつていたが、カロリン、マーシャル諸島は、依然として「無主地」であつた。分割競争に遅れて登場したドイツは、ニューギニア北東部、ソロモン諸島を次々と自国の勢力圏下に収め、一八七三年には、ドイツ商人がカロリン諸島に進出し、カロリン、マーシャル諸島での貿易を独占する勢いであつた。

一八八五年四月、ドイツ、イギリスの両国は太平洋における勢力圏分割協定を結び、従来の勢力圏に加えて、マーシャル、カロリン諸島をドイツ領として承認した。ところが、カロリン諸島を自国の領土とみなすスペインがこの協定に反発したため、同年一二月、ローマ法王の調停により、ドイツ、スペイン両国は条約を締結し、ドイツは同諸島に対するスペインの領有権を承認する代償として、同諸島における自由な商業活動と海軍基地建設の権利を獲得した。

こうして行われたミクロネシア分割の翌年の一八八六年、志賀重昂はミクロネシアのクサイ島、サモア、フイジー、ニュージーランド、オーストラリア、ハワイを訪問した。その体験をまとめて出版した志賀の「南洋時事」は、多くの日本人に

とつて未知の世界であつた太平洋への関心を高める貢献をした。志賀がそこで目撃した現実は、欧米諸国による太平洋全域の分割であり、最も日本に近いミクロネシアの分割であつた。その驚愕を志賀は言う。

「我日本太平洋中ニ離群独居シテ陽ニ南洋ノ諸島ヲ控ヘ又近ク濠洲ニ面ス苟ンゾ知ラン南洋ノ鯨鰐ハ所在ヲ震盪シ其余波ハ疾ク馳リテ来リテ富士山麓ニ憂摩センコトヲ。……（中略）……日本前途ノ大勢ニ注目スルモノ豈ニ南洋ノ近事ヲ軽々看過ス可ケンヤ。」[16]

ミクロネシアの分割を最後にして、太平洋における欧米諸国の勢力圏は策定され無人島を除いた「無主地」はほぼ消滅した。このことは、「無主地」の先取を基本とした、従来のミクロネシアへの「南進」論に転換を余儀なくした。横尾や鈴木の構想した「南進」論は、「無主地」の存在を背景として築かれており、また日本人移住のない実態を抱えた空想でしかなかつた。

ミクロネシアへの「南進」を実行したのは、一八九〇年に士族授産金を利用して「南島商会」を設立した田口卯吉、鈴木経勲、井上彦三郎らであつた。田口は自由貿易論の立場から貿易と植民を重視した「南進」論を提唱した。[17] 太平洋地域において「無主地」が消滅していく中で、田口は欧米諸国による太平洋の分割は完了したが、欧米諸国の力は十分浸透してないという認識を持つていた。太平洋に散在する無数の島々はその多くが良港に乏しく遠浅の珊瑚礁からなつているため、大型の気船の航行に危険が伴い、大資本を有する商人には小さな島々との取引は非効率であつた。ミクロネシア貿易は小型の帆船と小額の資金で十分な利益を得るばかりでなく、取引相手の文化程度の低さにつけ入り粗悪な工業製品でも販路を確保しえた。田口はこうした可能性をもつミクロネシアに対する政府の無関心を批判し、国民の関心を集めようと訴えた。

「先覚の諸志は欧米諸州を巡行し、世界を一周するを以て遠路とせざるなり、然るも尚ほ南洋諸島を以て天涯地角夢魂達し難きの地となせるもの少なからず、我当局の有志は白雪皚々たる北海道を開拓せんと欲して巨万の財を散じ、且つ現に巨万の財を散じつつあるなり。然り而して南洋の事に至りては一も訪ふ所なし……（中略）……我日本同胞の奮起して志を南洋諸島に伸ぶるに至らんことを希望する。」[18]

「南島商会」はミクロネシア貿易に多小の成績を収めたにもかかわらず、授産金の返還を求められて解散したが、一八九一年、それらの資産は「一屋商会」に引継がれ、同年、「快通社」、「恒信社」、一八九四年に「南洋貿易日置合資会社」（資本金一二、〇〇〇円）などが相次いで設立され、ミクロネシア貿易は続いた。[19]

しかし、一八九四年の日清戦争の結果、台湾が日本の領有となると、「南」への関心は台湾を拠点にして華南、東南アジア地域に集中する一方、ミクロネシアはその関心外におかれた。さらに、一八九八年の米西戦争は当時発展しつつあつた日本のミクロネシア貿易に一頓挫をもたらした。戦争の結果、アメリカがグアム島、ドイツが他のマリアナ諸島、カロリン諸島に各々支配権を確立して、日本人がミクロネシアにおいて自由な商業を展開する余地は減少していつた。これ以後、平和的移住によるミクロネシアへの「南進」は困難となり、もはや武力による植民地再分割という当時の日本にとつて事実上不可能な道しか残されていなかつた。[20]

日本は「天祐」として受けとめた第一次大戦への参戦を機会に、アジア、太平洋地域にあつたドイツ租借地、ドイツ領へと侵攻したが、その主たる背景には中国をめぐる欧米諸国との勢力圏争いがあつた。しかし、ミクロネシアは、その時点において、日本にとつてまだ死活的利害関係をもつ地域ではなく、民間レベルでの限られた日本人の間での関心ある対象地域でしかなかつた。この意味において、ミクロネシアが日本の対外政策における課題となつたのは、第一次大戦参戦とその結果としてのミクロネシア占領によつてであつた。また同時に、ミクロネシア占領は明治維新以来の空想的な「南進」論を実現したが、その内容は、平和的移住によらず政府の政策レベルでの軍事的「南進」であつたといえる。

（1）「日本外交文書」大正三年第三冊、九九頁。
（2）加藤伯伝記編纂会編「加藤高明」下巻、原書房、一九七〇年、七七頁。
（3）内山正熊『日本における親英主義の沿革』「現代日本外交史論」、慶応通信、一九七一年、六三頁。
（4）前掲「加藤高明」、七八頁―七九頁。

(5) 前掲「日本外交文書」、一二七頁。
(6) 前掲「加藤高明」、八九頁。
(7) 大久保利謙編「政治史」Ⅲ、山川出版社、一九六七年、三八三頁―三九三頁。
(8) 前掲「日本外交文書」、一一〇頁。
(9) 井上候伝記編纂会編「世外井上公伝」第五巻、原書房、一九六八年、三六七頁。
(10) 広瀬彦太編「太平洋二千六百年史」、海軍有終会、一九四〇年、三八七頁―三九一頁。
(11) 入江寅次「明治南進史稿」、井出書店、一九四三年、三〇頁―三七頁。
(12) 黒田謙一「日本植民思想史」、弘文堂、一九四二年、二三九頁。
(13) 竹下源之介「横尾東作と南方先覚志士」、南洋資料第二五八号、南洋経済研究所、一九四三年、七頁―一四頁。
(14) 鈴木経勲「南洋探険実記」、博文館、一八九二年、(「南洋探険実記」解説森久男、平凡社、一九八〇年復刻)。
(15) 同上、解説、二六九頁―二七三頁。
(16) 志賀重昂「南洋時事」、九善社書店、一八八七年、二頁―三一頁。
(17) 森久男『田口卯吉の植民論』、小島麗逸編「日本帝国主義と東アジア」、アジア経済研究所、一九七九年を参照。
(18) 田口卯吉『南洋経略論』、「東京経済雑誌」第五一三号、一八九〇年、三五二頁―三五三頁。
(19) 「南島商会」の解散後、「二屋商店」、「恒信社」、「金十社」、「日置会社」などが設立され、貿易と入植を主体とした経済的進出は日清戦争まで一種のブームとなつた。これらの日本人企業は離合集散を続けながら営業したが、一九〇八年の「南洋貿易株式会社」(資本金一〇〇、〇〇〇円)の設立によつて再編成が行われ、ドイツの特許会社ヤルート会社と対抗しながらマリアナ、東カロリンでは優位に立つた。
(20) 矢内原忠雄によれば、ミクロネシアにおいて営業を続けた日本人企業は単純で個別的な性質の商業資本であり、有力な産業資本と連結したものでなく自己の保護を求めて国家権力の発動を促進する力をもつてなかつた(「南洋群島の研究」、岩波書店、一九三九年、四四頁)。

二　ミクロネシア占領と軍政の開始

第一次大戦突入後の日本の軍事的「南進」は、一九一四年九月一二日、海軍が太平洋に散在するドイツ領を根拠地にして展開するドイツ艦隊を撃破する作戦に入つたことから開始された。

海軍はこの作戦当初からミクロネシアの軍事占領を意図していたのではなく、また作戦区域をミクロネシアに限定してな

かつた。海軍はこの作戦のため太平洋に派遣した南遣支隊に対し、「独領諸群島ニ行動中ハ敵艦隊ヲ探索殲滅スルノ外陸上ニ於ケル敵ノ軍事的設備ハ之ヲ破壊スル」[1]という訓令を与えると同時に、「今回ノ行動ハ独領諸群島ヲ占領スルノ目的ニ出タルモノニアラサル」[2]として行動を制限した。

海軍内では、この作戦に関してドイツ領太平洋諸島を占領するか否かの議論があり、当時の八代六郎海相は占領に慎重を期していた。

「この出征に於て、独領群島を占領するというようなことは、非常に外務大臣に於て、外交上面白からぬ結果を来すと思つている故、万一止む得ず兵員を上陸せしむる如きあるも、国旗を掲ぐることなきよう、また陸戦隊員もなるべく速分に召還するようにせねばならぬ。」[3]

他方、秋山真之軍務局長や井上良馨元帥は参戦した以上ドイツ領太平洋諸島の占領を当然の帰結であると主張した。

「太平洋上に僅か数隻に過ぎぬ独逸艦隊を索敵などして、これを発見し得るということは難事中の難事……（中略）……独領諸島有益なものを占領するが真の目的だ。」

「海相の伝うようなことが、戦争に出来るものと思うか。苟も敵の領土である以上は、これを占領するのに何の憚る処があるべき。」[4]

九月二〇日、海軍は外務省の懸念をよそに占領を決定し、[5]一〇月二日の閣議において、八代海相はドイツ領太平洋諸島の一時占領あるいは場合によつて永久占領を行いたいと提案した。[6]それに対し、加藤外相は永久占領の意志をもつて占領を行うとしたが、当面は一時占領として永久占領の決定は戦後における講和会議に譲るべきだと考えていた。結局、加藤外相の主張に従つて一時占領としたが、実質的にこの決定は日本のミクロネシア占領を固定化した。

この頃、ドイツ艦隊を求めてミクロネシア海域に出撃していた南遣支隊はマーシャル諸島付近まで進出していた。九月二〇日の占領命令によつて南遣支隊は、九月二九日のマーシャル諸島のヤルート島占領後、西行し、一〇月一四日までにクサイ、ポナペ、トラック、ヤップ、パラオ、アンガウル、サイパンなどミクロネシアの主要島を無血占領した。

一〇月一五日、海軍は上陸した陸戦隊指揮官に対し次の訓令を与えた。

「群島ハ目下帝国海軍ニ於テ軍事占領ヲ為シタルモノナルヲ以テ其ノ官ハ任務ノ遂行ニ当リ常ニ此ノ趣意ヲ体スルヲ要ス。」

「帝国政府ニ於テハヤルート島ニ関スルコトヲ除クノ外各群島ノ軍事占領ニ付テハ当分何等公表ヲ為ササルノ方針ナルヲ以テ其ノ官ハ部下ノ言動ニ注意ヲ加ヘ事ノ部外ニ漏洩セサルコトニ努ムシヘシ。」

「占領中ハ厳ニ部下ヲ戒飭シ軍紀風紀ヲ維持シ苟モ部下ヲシテ兵威ヲ擁シテ他ヲ凌辱侵犯スカ如キ行為ナカラシムヘシ今般ノ占領ハ軍事上ノ目的ニ出テタリト雖陸戦隊ノ言動ハ将来南洋ニ対スル帝国利権ノ発展如何ニ多大ノ影響ヲ及ホスヘキコトヲ考ヘ部下ヲシテ深ク自制セルコト。」

「占領中ハ群島内ノ民心ヲ鎮撫シ各其ノ業ニ安ムセシムヘシ我軍ニ反抗スル者又我軍ニ対シテ不利ヲ計ル者アルトキハ厳ニ之ヲ処罰スヘキハ勿論ナルモ特ニ土人ニ対シテハ其ノ習俗ヲ重ムシ其ノ信仰ヲ傷ケス施療其ノ他適宜ノ手段ヲ採リ仁政ヲ行ヒテ之ヲ懐柔シ我ヲ敬愛セシムルコトニ注意スヘシ。」(7)

このように、占領直後の日本はこのミクロネシア軍事占領を領有と結びつけており、その実現のため現地住民に対して軍事上の支障をきたさない限り旧慣温存策を推進した。

当時のドイツは、大平洋地域においてミクロネシア、西サモア、ニューギニア北東部の太平洋諸島を植民地としていたが、それらの地域には地上兵力をほとんど置いてない状態であつた。ニューギニアに八〇〇人、西サモアに三〇人、ミクロネシアのポナペ島に五〇人、現地兵を主体とした治安維持を目的とした守備隊を配備していたにすぎなかつた。ドイツはこれら太平洋諸島を統治した際、その背景となる軍事力を海軍力に頼つた。しかし、太平洋におけるドイツ海軍の実態は、大戦直前に二隻の軍艦を配備したにすぎない。(8)

太平洋において、ドイツ領の占領を求めて行動したのは日本ばかりでなく、ニューギニアにオーストラリア、西サモアにニュージーランド、ナウルにイギリスが各々進出した。オーストラリア軍がニューギニア政庁の所在地であつたラバウルを

占領した際の戦闘は、わずか二日間ではあつたが、太平洋における唯一の地上戦となつた。[9]

こうしてドイツ領の占領が完了すると、各国は占領地域の確保と拡大の方向へと行動したが、日本のミクロネシア占領は欧米諸国からの反発を招いた。日本のヤルート島占領は、アメリカ国内において激しい反日世論を巻き起し、一時は日本批判が高潮に達したと伝えられた。[10] また、日本の占領以前にイギリス軍艦が砲撃を加えた経緯のあつたヤップ島に関して、オーストラリアはイギリスを通して日本に対し占領を引継ぐ意志のあることを表明した。[11] オランダは、ミクロネシア占領後の日本がさらに南のオランダ領（蘭印）へ進出するのではないかと疑いを抱いていた。[12] イギリスはこうした各国の危惧の念を背景にして、日本の占領地域の急速な拡大に不安を抱いたため、日本に対して太平洋における両国艦隊の作戦行動範囲を限定する提案を行つた。交渉の結果、その時点における占領地域を追認する形で赤道以北を日本、赤道以南をイギリスの作戦行動区域として決つたが、その際、日本はイギリスに対しミクロネシア領有の意志を表明した。このことは、日本のミクロネシア領有要求の前進を意味したが、同時にドイツ領の占領を目的とした赤道以南への軍事的「南進」を、事実上、不可能とした。

大戦下における軍事的「南進」はミクロネシアに止つたものの、ミクロネシアを「南進」における重要拠点として認識する海軍は依然として「南進」に執着していた。

「南洋新占領地モ又我国ト東印度諸島、比律賓、ニューギニア、ポリネシア諸島トノ連鎖トシテ最必要ナル位置ニアル。仮ニ直接ノ利益カナイトシテモ南方ノ宝庫金蔵ニ通フ飛石トシテ大切ニ保護セネハナラヌモノテアルマイカ。」

「古来未曽有ノ大戦乱モ独逸ノ屈服ニヨッテ終局ストスレハ植民地不還付カ絶対的講和条件タルヘキコトハ殆ト疑ヲ容レヌ所テ、太平洋上ノ旧独領諸島モ亦連合国ノ間ニ分配セラルルノアラウカ、我帝国ハ既占領群島ヲ版図ニ収ムルコトノミヲ以テ満足スヘキテアラウカ。世ノ識者中ニハ此群島ノ領有スラモ合衆国及濠州ノ抗議ニ会イハシマイカト心配スル向モアルヤウテアルカ、太平洋、印度洋ノ敵ヲ駆逐シテ航路ノ保安ニ任シタ我海軍ノ偉動ニ対シテハ独領諸島ヲ挙テ日本ニ交付シテモ尚過多ナリトセヌノテアル若シ占領部隊ヲ派

遣シタトイフ一事ノミヲ以テ領域ヲ定ムルコトトナラハ濠州、新西蘭ハ独領太平洋諸島ノ百分ノ九十九ヲ占有シ、日本ハ僅ニ百分ノ一ヲ獲、合衆国ノ如キハ歴史的ニ関係ノ深イサモア諸島ニ対スルプレテンションヲ棄テネハナラヌコトニナル。吾人ハ拡地慾ニ渇シタモノテハナイカラ、強テ獲物ヲアラソフコトヲ欲セヌケレトモ当然ノ権利トシテ占領中ノミクロネシア叢島ヲ版図ニオサムルコトハ勿論マーシャル群島ニ付属スルナウル燐鉱島ノ引渡ヲ受ケニューギニア及ビスマルク叢島カ濠州政府ノ直轄ノ下ニ移ルコトニツイテハ断乎トシテ抗議セネハナラヌ。」(14)

日本は、占領を領有に向けた占領体制を着実に敷く段階に入つた。海軍は単に陸戦隊指揮官による占領統治にとどまらず、軍政の整備を図るため、法律顧問としての文官をミクロネシアに派遣した。当時長崎県理事官であつた前田多門は、法律顧問としてのミクロネシア勤務の体験をもとにした統治の基本となる民政組織と財政についての意見書を海軍に提出した。(15)

その意見書は、統治全般の権限が各諸島に駐屯する陸戦隊指揮官に委任されている現状を批判して、それら軍人の多くは民政の経験に乏しく、個々人の資質に大きく依存する結果を招き、法律顧問といえども「素食ニ甘ンスル外ナシ」と指摘した。こうした軍人による占領統治の弊害を除去するため、内閣もしくは海軍大臣の下で民政に関する一切の権限を付与された民政官を配置して、その民政官に各諸島の陸戦隊指揮官の指揮、監督を通して占領統治を行わせることを提案した。財政については、ドイツ統治時代の行政予算をもとにして各諸島の歳出歳入を計算すると、国庫の補助がなくとも自立した行政を運営できるが、歳入の大半を占める租税収入の増大が期待できないのに対し、ドイツ統治時代に教会の負担にて支えられた教育費を考慮した場合、国庫補助の必要性があると説いた。この意見書は、この段階で早くも一時占領から永久占領つまり領有への方向性を示す具体的な統治形態を記していた。

一二月二八日、南遣支隊は解散し、臨時南洋群島防備隊（以下、防備隊）が設立されて、本格的に軍政が開始した。防備隊

は、マリアナ、東カロリン、西カロリン、マーシャル諸島のミクロネシア占領全域を管轄とし、防衛と占領行政を任務とした。防備隊は、軍事的には横須賀鎮守府の所管に属し、司令部をトラック諸島に置き、司令官は艦船部隊と他の諸機関を統卒した。占領行政に関して、司令官は海軍大臣の指揮を受けながら、その下に高等文官の民政顧問二人を置いた。防備隊は管轄区域をサイパン、ヤップ、トラック、パラオ、ポナペ、ヤルートの六管区（同時に民政区でもある）に分け、各管区に守備隊を配置し、各管区の守備隊長の下に民政事務官一人、書記一人を置き占領行政に当らせた。(16)

防備隊に与えられた軍政の基本方針は次の通りであつた。

「第一条　施政ハ凡テ軍事上ノ便利ヲ主眼トシテ占領諸島ノ治安拓殖ヲ図ルヲ目的トス

第二条　施政ハ占領諸島上人ヲシテ我国ノ統治ニ帰服セシムト同時ニ為得ル限リ我邦人ノ勢力ヲ扶殖スルヲ主旨トス」(17)

これは、一九一五年一月七日に出された「南洋占領諸島施政方針」の総則であり、以下、刑事、民事、裁判、土地、企業、交通、課税の八項目二六ヵ条から成つていた。この「施政方針」は、日本の占領によつて将来予想されるミクロネシア住民と日本人あるいは外国人との関係を明確にし、軍事上の行動に支障をきたさない限りにおいてドイツ統治時代の法規、習慣あるいはミクロネシア住民の伝統、慣習に準拠して占領行政を進める一方、漸時、日本統治の基盤を築くことを本旨としていた。

一九一八年七月一日、防備隊司令官の下に民政部が設置された。それに伴つて各民政区に民政署が設置されると、当初三二名だつた民政員は一一一名に増員した。後に軍政にかわつて設置される南洋庁では、この日を民政の開始された日として「南洋庁始政記念日」にした。(19) 民政部の設置は占領行政の充実をもたらしたが、依然として防備隊司令官の下での軍政に変りはなかつた。

占領当初のミクロネシアの人口は、約四二、〇〇〇人のミクロネシア住民と、二七八人の外国人および日本人であつた

（他にアンガウル島の燐鉱労働者を主とした中国人七八人がいた）。外国人の内、一四二人がドイツ人宣教師、商人であり、彼らのほとんどは大戦の展開に伴つて漸時ミクロネシアを去つた。[20] 占領行政の主な対象は、ミクロネシア住民であつたが、軍政の統治は「占領以来昨今マデ各地ノ民心ハ未ダ充分ニ帰一スルニ至ラス」[21]の状況下にあつた。

防備隊は「施政方針」に従つてミクロネシア統治を進めた。具体的には、日本人移住によつてミクロネシアの開発を推進し、その進行状況に伴つて日本の法律を漸時適用して同化を行う一方、ミクロネシア住民に対し日本への「帰服」を容易にするために日本語教育の小学校を開設した。[22]

「大正四年一月九日官房機密第二〇号南洋占領諸島施政方針総則第一条ニ『治安拓殖ヲ図ルヲ目的トシ』第二条ニ『為シ得ル限リ我邦人ノ勢力ヲ扶植スルヲ主旨トス』ト有之候ニ不拘二年有余ノ歳月ヲ経過セル今日未タ其ノ実績ノ上ノ目的此主旨ニ適ヘルモノナキハ畢竟総則ノ精神ヲ遺却シテ末節ヲ事トシ甚シキハ主客ヲ転倒セルノ致ス所ニ外ナラス候」[23]。

このように軍政下での統治は成果を上げることはできなかつた。その原因は、第一に海軍が正式な統治機関設立までミクロネシア統治に本格的に取組むことを控えたからであつた。しかも、その統治機関設立は戦況の変化と戦後における植民地処理問題と関連した。第二には、海軍の下で統治を行うには、海軍内の人材不足という実情があつた。海軍は統治よりも軍事的要請という将来の「南進」に備えて、ミクロネシアの軍事上の調査に主力を置いていたのであつた。

(1)(2) 『南遣支隊ノ行動ニ関スル件』（大正三年九月一二日）、「大正戦役戦時書類」第一六巻（防衛研修所戦史部所蔵、以下「戦時書類」と略す）。

「第一　独領諸群島ニ行動中ハ敵艦隊ヲ捜索殲滅スルノ外陸上ニ於ケル敵ノ軍事的設備ハ之ヲ破壊スルニ努ムヘシ

第二　独領諸群島ニ在留スル帝国臣民ハ次ノ諸号ニ依リ出来得ル限リ之ヲ保護救助スルコトニ努ムヘシ

一　帝国臣民ニシテ帰国セントスル者ニ対シテハ他ニ手段ナキトキハ軍艦又ハ附属船舶ニ便乗セシムルコト得

二　危険ヲ冒シテ引続キ在留セシコト希望スル者ニ対シテハ必要ニ応シ糧食等ヲ給与スルコトヲ得

第三　在留帝国臣民ヲ保護救助スル為陸戦隊ヲ揚陸シ軍事行動ヲ為スノ必要アルニ当リ次ノ諸号ニ依ルヘシ

一　敵国ノ国有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品、燃料、糧秣其他総テ作戦動作ニ供スルヲ得ヘキ動産ハ之ヲ押収シ又ハ適宜ノ処分ヲ為スコトヲ得

二　通信又ハ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機関、貯蔵兵器其他一切ノ軍需品ハ私人ニ属スモノト雖之ヲ押収シ又ハ適宜ノ処分ヲ為スコトヲ得押収又ハ処分ヲ為シタル物件ニ付テハ成ルヘク其目録及評価額ヲ明記シタル書面ヲ所有者ニ交付スヘシ

三　敵国ノ官衛兵営ハ軍事上ノ必要アルトキハ便宜之ヲ破壊スルコトヲ得

四　敵国ノ官文書記録等ニシテ軍事上必要ト認ムルモノハ之ヲ押収スルコトヲ得

五　浮虜ヲ収容シタル場合ニ於テ之ヲ独領外ニ送致スルノ便アルトキハ将校其他必要ト認ムル者ヲ除クノ外宣誓セシメタル上之ヲ解放シテ独領外ニ送致スルコトヲ得上記ノ便宜ナキ場合ニ於テ差支ナシト認ムル者ハ其侭之ヲ設置スルモ妨ナシ

六　前諸号ノ外明治四十年十月十八日第二回平和会議ニ於テ議定シタル陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約及其附属書ノ規定ニ依ルヘシ

第四　今回ノ行動ハ独領諸群島ヲ占領スルノ目的ニ出テタルモノニアラサルヲ以テ此点ニ留意スルヲ要ス」

(3)(4)　小管輝雄編「南洋群島」、グアム新報、五〇頁—五一頁。

(5)　『南遣支隊ノ行動ニ関スル件』(大正三年九月二〇日)、「職時書類」第一六巻。

(6)　「日本外交文書」大正三年第三冊、六三七頁。

(7)　『特別陸戦隊指揮官ニ与フル訓令』(大正三年一〇月一五日)、「職時書類」第一六巻。

(8)　Peter J. Hempenstall, Pacific Islands under German Rule: a study in the meaning of colonial resistance, Canberra, Australian National University Press.1978. P. 23.

人口　1915年—1920年（人）

国別		1915	1916	1917	1918	1919	1920
日本人	男	212	433	631	1,222	1,447	2,872
	女	8	28	66	246	392	531
	計	220	461	697	1,468	1,839	3,403
朝鮮人	男	—	—	—	270	308	225
	女	—	—	—	25	46	43
	計				295	354	268
ミクロネシア人	男	22,242	24,272	24,917	24,136	24,254	24,877
	女	20,874	23,241	23,638	23,342	22,889	23,628
	計	43,120	47,513	48,555	47,478	47,143	48,505
外国人	男	132	117	95	85	30	36
	女	47	45	46	37	7	10
	計	179	162	141	122	37	46

(注)　1915年から1919年まで各年出される「臨時南洋群島防備隊現況概要」と1920年10月1日の「南洋島勢調査」により作成。

(9) W. E. H. Stanner, The South Seas in Transition, Sydney, Australian Publishing Co., 1953. P. 18–P. 21.
(10)(11)(12) 前掲「日本外交文書」、六六八頁—六六九頁。
(13) 前掲「日本外交文書」、六七四頁。
(14)『南洋新占領地ノ将来』、「戦時書類」第一八巻。
(15)『南洋占領地勤務中調査シタル事項ニ基キ別紙意見書』(大正三年一二月)、「戦時書類」第二五巻。
(16) 海軍省編「海軍制度沿革」巻三、一五七〇頁—一五八三頁。
(17)『南洋占領諸島施政方針』(大正四年一月九日)、「戦時書類」第一六巻。
(18) その内訳は、民政部長一名、民政署長六名、事務官二名、技官三名、医官七名、訳官一名、書記生二〇名、技官補一五名、警吏一八名、医員一二名、税関吏六名、教員二〇名であつた(臨時南洋群島防備隊定員表より)。
(19) 外務省条約局法規課編「外地法制誌—第五部 委任統治領南洋群島」前編、一九六三年、二一頁—二二頁。
(20) 前頁下表参照。
(21)『臨時南洋群島防備隊現況報告』(大正四年三月二一日)、「戦時書類」第二六巻。
(22) 軍政下では、日本人移住は日本とミクロネシア間の不定期と高い運賃のため増大せず、ミクロネシアに移住した日本人が農業に従事し生産物を日本に輸出する場合でも輸入税をかけられる状況であつた。また、ミクロネシア住民児童への教育費は防備隊予算に大きな負担をかけた。
(23)『防備隊司令官吉田増次郎より井出軍務局長への私信』(大正六年四月一八日)、「戦時書類」第一六巻。